

第六十五回
参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和四十六年三月十八日(木曜日)

午前十時五十六分開会

委員の異動

三月十八日

辞任

吉武 恵市君

補欠選任

重政 庸徳君

出席者は左のとおり。

委員 若林 正武君

委員 増田 盛君

委員 藤原 房雄君

委員 重政 庸徳君

委員 嶋崎 均君

委員 初村 瀧一郎君

委員 安田 隆明君

委員 山崎 竜男君

委員 竹田 四郎君

委員 市川 房枝君

委員 秋田 大助君

委員 自治大臣 大石 八治君

委員 自治大臣官房長 岸 昌君

委員 自治省財政局長 長野 士郎君

委員 自治省税務局長 鎌田 要人君

事務局側
常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査

(昭和四十六年度地方財政計画に関する件)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(若林正武君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、吉武恵市君が委員を辞任され、その補欠として重政庸徳君が選任されました。

○委員長(若林正武君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原房雄君 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、二、三の問題につきまして伺いたいと思います。

最初にお伺いしたいことは、この地方税法は毎年改正がございます。昨年のやはり審議のときに附帯決議がついておりました。この附帯決議には、すでに御存じのとおり、「最近における社会経済情勢の著しい変化に対応するため、国、県、市町村間、なかならず市町村に重点を置いた税財源のあり方について根本的な検討を加える」という、こういうことが附帯決議の中にあつたわけでありまして、それから一年を経過しているわけでございますので、この一年間、自治省としてどのように検討してこられたか、そしてまたその検討したことにつきまして、具体的に結果の出したこと、また懸案になっていること、大事な附帯決議のことでもございますので、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(鎌田要人君) 昨年の当委員会におきます附帯決議でございますが、この枕のほうに

ついておりますところの「国、県、市町村間、なかならず市町村に重点を置いた税財源のあり方について根本的な検討」ということにつきまして、政府におきます税制調査会を中心としたしまして検討をお願いをいたしておるところでございます。

そこで問題にいたしております大きな問題を一、二申し上げますと、まず、事業税におきまして付加価値要素というものを導入するという問題がございます。これは他方国税におきましていわゆるE・C方式の付加価値税を導入しよう、この動きとの関連において検討せられることと存じます。

それから地方道路財源、これにつきましては、特にここでも御指摘でございますような市町村の財源が不足でございますので、私どももいたしましては自動車税、軽自動車税につきまして、新道路整備五カ年計画、第六次整備計画の実施の期間中臨時増徴を行ないまして、その増徴分というものを市町村の道路目的財源として付与をいたしたい。他方県におきましては、燃料課税、軽油引取税でございますが、これにつきまして同じくこの計画期間中臨時増徴を行ないまして、それを県に付与をいたしたいということ、この審議をお願いしておたわけでございますが、この点につきまして、御案内のような経過をたどりまして、自動車重量税というものを国において創設をいたしまして、その四分の一を市町村に譲与する自動車重量税と税法案ということで、別途今国会に提出をいたしまして御審議をお願いする運びになろうかと思っております。

なお、私どももいたしましては、やはり当委員会においても再三御議論がございますように、府県と市町村の税目の構成といえますが、税制の組み立てにおきまして、やはり市町村のほうにどう

しても景気に応じますところの伸長力に富んだ税目というものが少ない、勢い市町村税全体としまして伸長性というものが弱いという感じがいたします。そこで、所得課税、特に法人課税というものの導入、これは当然国、府県、市町村全体を通じての税源の見直しということと関連をするわけでございまして、この方向を将来の方向として考えてまいりたいというふうに考えております。

なお、個別的な附帯決議として触れました点につきましては、ただいまの自動車重量増徴税のほかに、住民税の課税限度の引き上げ、これにつきましては、夫婦及び子三人の世帯におきまして約十二万円の引き上げを行なっております。それから中小企業に対します事業税の点におきましては、事業主控除を四万円引き上げておるところでございます。それから市町村税の超過課税につきまして、計画的な交付税措置ともあわせまして、慢性化しておりますものにつきましては計画的に解消をはかっているというところで、四十五年度におきまして八百三十市町村が税率引き下げを行ないまして、現段階におきましては全市町村の八割が標準税率による課税というところまでまいっております。二割の市町村が超過課税を行なっておりますという状況でございます。また、土地に対します固定資産税について、負担の不均衡は正しくなつてまいりました。これまた別途御審議をお願いいたしておりますところの市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税の保有課税の適正化をはかるうとしておるところでございます。また、電気ガス税の非課税品目等の整備につきましては、今回二品目を削りまして三品目を付加する、こういうことで、いわゆる洗いがえを行なっておりますところでございます。それから公害対策の見地からする自動車の有害排気ガスの防止に関する問題につきましては、先般和田委

員との質疑で御説明申し上げましたような経過でございませう。それから、市町村の道路目的財源の確保に必要な措置を講ずる八番目の附帯決議につきましては、先ほど申し上げたとおりでございませう。

概要以上のような経過をたどっております。

○藤原房雄君 いまいろいろ御説明いただきました。まあ一つ一つのことにつきましてはまた検討しなかならないこともございますが、私は次に移りたいと思います。

いつもこの地方税法で問題になるといいますか、基本的な考え方として、この地方税法の住民税の課税対象といいますが、こういうことを考えるときには、最低生活費というものを一体どのように考えるかという、こういうことが問題になるわけでありませう。まあ大蔵省でもかつてはいろいろ試算したものがあつたようでありませうが、最近あまりこういうことは発表しないようでありませう。これはもう税金を納めるほうからすれば、最低生活費というものはなるべく高く見てもいい、たいというものが当然でございますが、こういう点について、自治省がこのたびのこの住民税控除額の引き上げ、まあ引き上げということだけ見ればけっこうな話なんですけれども、どのように最低生活費というものを定めていこうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(鎌田要人君) たいへん基本的な、かつむずかしい問題であると存するのでございませう。所得税におきましては、かつて累次の税制調査会におきまして、基準生計費というものを、いわゆるマーケットバスケット方式と申しているものでございませうが、この基準生計費というものを目安において、それに住民税との関連がございませうので、若干上目のところといったようなところでございませう。それから住民税につきましては、昭和三十九年に政府、税調におきまして、住民税の課税最低限を定めるにあたっては、就業人口、または世帯数に対する所得割り納税者の数の割合、あ

るいは所得税の納税義務者の数に対する所得割りの納税義務者の数の割合、それから国の生活保護の基準となるべき生計費などをめどとして総合的に決定されるべきものである、こういった答申の時代もございました。最低生活費というものをどこにめどを置いて定めるかというところに相なりませうという、やはりそのときどきの国民全体の所得のレベル、あるいは消費水準、生活水準、こういったものが判断の要素に入ってくるわけでございますから、きわめて流動的でございますし、ある程度主観的な要素も混在するというところになるかと思ひますが、私どもが現在考えておりますところでは、一つは、やはり生活保護基準というもの、一つは、基準生計費というものが一つの目安になろうか、ただ、御案内のとおりこの基準生計費は、昭和四十一年以降は作成をいたしておりませんので、これは消費者物価を、四十一年の実績に消費者物価を連乗したとして推計をいたして、一つの目安にいたしていただくこととございませう。

○藤原房雄君 次の問題に移りますが、所得税と住民税の関係でございますが、所得税は現年度課税という、こういう体系になっております。住民税のほうは前年度課税、そういう姿で今日までずっときていられるわけでございますが、こういうこととからいたしまして、その基準に一年のズレがあるというところでございませうけれども、まあ私どもが絶えず主張しておりますけれども、住民税の最低の課税金額というものを所得税並みに引き上げることができないのかということ、こういうことがいつも議論になるわけでありませうが、所得税は現年度課税であり、住民税のほうは前年度の課税であるという、一年のギャップがあることからいまして、筋としましてはやはり所得税の課税最低限度額に相当する百三万ですか、標準課税で、そこに、一年たつたら住民税が所得税の最低基準額になるというふうな、そういう考え方とい

うものが筋としては考えられるのじゃないかという、こういう気がするわけでありませうが、確かに今年も課税最低限度額が引き上げられましたけれども、所得税と住民税の差がやはりあるというところ、願ひとしては一日も早く所得税と同じでありたい、こういうことからいまして、こういう考え方も当然出てくるのじゃないかと思ひます。これは税体系の全体の上からいましていろいろ問題のあるところだと思ひますが、自治省としてこの点についてはどうお考えになっていらっしゃるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(鎌田要人君) これもやはり住民税の基本的なあり方に触れる問題であると存じます。住民税所得割りを現年課税にするか前年課税にするかというところにつきましては、住民税がいわゆるシャープ勧告に基づきまして昭和二十五年にいまのような形に始まったわけでございますが、そのときにおきましてはやはり非常に議論のあつたところと存じます。当時の議論の経過の詳細をここに繰り返すことはいかかかと存じますが、やはり当時最も議論になりましたのは、住民税の所得割り——一方で所得税というものが、他方で住民税の所得割りというものが、これを両方とも現年課税にするということになりますというところ、源泉徴収義務者の事務的な負担というものは非常に大きいんじゃないだろうか、したがって、それと、御案内のとおり三つの課税方式としておつたものでありますから、結局そういう課税標準の計算をするということになりますというところ、やはり前年の所得をとらざるを得ない、こ

ういうようなこともございまして、今日のような経緯をたどつておるわけでございます。前年課税、現年課税の長短是非の議論でございますが、私はやはり両論あるかと思ひます。現年課税にいたしますという、所得の発生時点と税金を払う時点が近接するわけでございますから、たとえば前年は所得があつたけれども当年においては所得がないという場合におきましては、現年課税のほうが払いやすい、前年課税でありますというところ、払いにくいという問題がございませう。ただ継続して所得が入ってくる場合でございますというところ、遺憾ながらインフレのもとでございませうから、結局前年課税でございませうとかなり減価したところの税金を払う、こういう意味でのプラスというものもある。それとも一つは、やはり先ほど申しましたように前年課税でございませうと、市町村で特別徴収義務者に対して税の支払い額というものを確定させる、それを通知すること、この特別徴収義務者はみづから何ら計算することなくして、市町村から通知があつた税額だけを納めればいい、こういう非常に徴収手続上の簡素化というメリットがあると考えるわけでございます。その辺のところを彼此勘案して、私どももいたしましては、前年課税をとりながらその欠点というものを除去するという形で現段階においては考えたいとおるわけでございます。なお、所得税の課税最低限と住民税の課税最低限を一致させたらどうかという点につきましても、これは非常に強いそういった趣旨での議論があることは事実でございます。ただ私どもは、昭和四十三年七月でございませうが、税制調査会の長期税制のあり方についての答申で、住民税の課税最低限をめぐりましてこういう答申の趣旨があるわけでございます。住民税は「所得税と異なり地域社会の費用をその住民がその能力に応じて広く負担する性格をもつていて、税である。したがって、住民税は、所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かちあうべき性格のものである、その課税最低限は、所得税の課税最低限と一致させる必要はな

いと認められる。この考え方は基本的には持つております。ただ、仰せのように国民の生活水準も上がってまいりてございまして、高い行政サービスというものが一方で必要でございまして同時に、やはりこの生活の面からいたしますと、税負担はできるだけ軽減をするということが望ましいことは、これはもう申すまでもないこととございまして、課税最低限を所得税と近づけてまいりて、こういう努力は私も毎年続けてまいりておるところでございまして、まあちよびりではないかというおしかりは受けるかもしれないけれども、従来三十万程度の開きでございまして、二十七、八万のところまで、夫婦三人でございまして、縮まってまいりておる。そういう努力というものはこれまで行なつてまいりておるところでございまして、引き続き行なつてまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

○藤原房雄君 まことに基礎的なことで申しわけないのですが、確かに先ほどお話がありましたように、昨年の附帯決議でいろいろ言われたことが検討されて、今回の法律案になって提出されたと思ふのでありますが、そこで住民税の基礎控除額、それから扶養控除、これは今度は一万円ずつ引き上げられる。配偶者控除は二万ですね。基礎控除または扶養者控除については、基礎控除については一万円、配偶者控除、扶養者控除については二万円のおおの引き上げられたわけでありまして、これはけっこうなことなんです、一万と二万という引き上げの幅というものは、何らかこれは計算の基礎といひますか、根拠と申しますか、そういうものがあるにないとおきめになったのか、その点どうなんですか。

○政府委員(鎌田要人君) まあこの一万円の根拠あるは二万円の根拠ということになるわけでございますが、これはやはり先ほどから申し上げておりますように、住民税の所得割りの納税義務者の範囲をどの範囲から求めるかという一つの目安があらうかと思ひます。いわゆる就業人口の中に

占める所得割りの納税義務者の数、こういった問題、それから前回和田委員に対するお答えにおきましてややくどしく申し上げたわけでございますが、それぞれ市町村と申しましては、納税義務者の激減ということもある程度考えなさいやらない、こういった面がございまして、それからもう一つは、先ほどから申し上げております最低生活費に対する配慮、こういうこともございまして、それから地方財政全体としてだけの減税の余力があるか、この面からの何といひますか、条件と申しますか、制約があると思ひます。

○藤原房雄君 確かにそれは国全体としてのことでもございまして、減税に伴いどれだけの余力があるかといふことは、目安はなければならぬかと思ひますが、納税者として、十二万のとき、一万アップになったといふこと、また十四万、十三万になったといふ一万アップになった比率といひますか、こういうことから考えますと、決して減税減税といふ所得控除といふものが、個人的に見たときには率のよくなったといふことは考えられないわけですね。十萬円のときに一万円引き上げられたといふこと、十三萬円の現在十四萬円になったといふことは、受け取り方が違ふわけですね。国全体の税体系の上から考えなければならぬことではございまして、そういう納税者の立場の上からも、また年々引き上げられていく状況等からいたしまして、もっと大幅な、またその時代に即応した上げ幅といふものは考えられないかどうかといふ、こういう考えも出

てくると思ふのです。金額的には確かにそうかもしれないけれども、前年対比というようになことを考えますと、そういう点についてもいままでいろいろな議論があつたと思ひますが、先ほどいろいろお話がございましたので、いまの意見等についてもひとつ参酌していただきたい、こう思ふわけでございます。

次は、総理府統計局の四十五年度の全国平均家計調査報告というものがございまして、それによりますと、実収入の年間百三十六萬円、前年度比の増加率では一五・六%と大幅に増加しておるという、こういうデータが示されておるわけですね。こういうことからいたしまして、住民税の課税最低限度の八十六萬という、こういうふうにしてしましても、なお自然増収ということが相当見込まれるのじゃないかという、こういう点が考えられるわけでございますが、こういうことからいたしまして、もう一つは、課税最低限度の引き上げというものが考えられるのじゃないかという、こういう議論があるわけでありまして、この点については自治省はどのようにお考えになつていらつしやるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) 先ほど申し上げたところでございまして、毎年地方税の自然増収、あるいはまたその中で住民税の自然増収といふものの中からは、それだけのものを減税に振り向け、それだけのものを行政需要に振り向けていくかといふことはなかなかむずかしい問題だと思ひます。一つの下限になりますのは、毎年の自然増収の中で、いわゆる調整減税と申しておるわけでございますが、消費税率が上がり、たとえば去年から七・七%の分は、これは少なくともノー文句で減税をしなければおかしからう、それが一つの目安になるわけでございますが、それともう一つは、ただいま先生お述べになられましたように、できるだけ国民の所得の手取りといふものをふやす、こういう意味で、上の限度としては、地方財政の状況といふものとにらみ合ひながらどういふところ

に目安を置くか、こういうことにならうかと思ひます。ことし、いま御審議をいたしておる、このところの住民税の減税規模は、初年度におきまして七百四十三億の規模でございまして、先ほど申しました調整減税でございまして、たしか四百億余りにならうかと思ひます。この七百四十三億の数字は、住民税の自然増収額の三・一六%、約三二%に相当しておるわけでございますが、あまり比較にはならないかと思ひますが、所得税の場合でございまして、自然増収の中の二四%といふことでございまして、いまの地方財政の状況等を勘案いたしますと、そう低い減税割合ではないのではないだろうかといふふうに私も考へておるところでございます。

○藤原房雄君 所得税とそれから住民税の問題は、先ほどからいろいろ伺つておるわけでありまして、そこで、四十六年度の標準世帯、夫婦と子供三人で、所得税の最低課税限度額は百十三萬円、住民税は八十六萬、二十七萬の開きがある、概算をうけいふにいわれておりますが、四十六年度の所得税の課税人員といひますか、大体どのくらいになるか。それからまた金額的には課税額はどのくらいになるか。所得税、住民税、おわかりになりましたら伺ひたいのですが、さうに所得税と住民税の二十七萬の開きがあるわけでありまして、この差が課税人員と金額にどういふ差を生じておるか。この点について資料がございましたらちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) 所得税のほうをちよつとあと回しにいたしまして、住民税におきましては、課税最低限の引き上げ前におきまして三千二百四十萬人の納税者数でございまして、これは四十五年二千七百九十萬人の納税者に対して三百三十萬人の増加に相なります。これが課税最低限の引き上げによりまして二千九百二十萬人に相なります。三千二百二十四萬人が二千九百二十萬人になるわけでございます、四十五年度の二千七百九十萬人に対しては百十三萬人の増加といふこ

とに相なりまして、現行制度のままでいった場合に比較いたしますと二百七十七万人の納税者というものが減少に相なっております。これが今度の課税最低限の引き上げに対応する姿でございます。それからこの二千九百七十一億に相なります。それから先ほど申し上げました二千九百七十一億の納税者の中には、所得税は納めないけれども所得割りを納める者というしまして、五百八十八万人ほどの者が含まれておられるわけでございまして、それで、いまかりに所得割りの課税最低限をそこに合わせるといふことになりまして、納税義務者におきまして五百八十八万人程度の納税人員、それから税額にいたしまして千四百億円の減税に相なります。

○藤原房雄君 それから、いつも議論になることであります。国税と地方税の徴税コストといひますか、これはまたたいへんな差があるといふこととでも問題になるわけであります。自治省としましていろいろデータをお持ちだと思ひます。この現況ですね、国税のはうはわからなければ地方税だけでもけっこうありますが、どういふ状況になっていらっしゃるか。それからその経費を削減する——国税とだいたい開きがあるようなので、節減、合理化といひますか、どういふことをお考えになっていらっしゃるか。そういうことをお考えになっていらっしゃるか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○政府委員(鎌田要人君) 徴税コストでございますが、四十四年度の実績で申し上げますと、税収百円につきまして国税が一円四十七銭でございますから一・四七％ということでございます。地方税は三円九十一銭、三・九一％ということでございます。それを県と市町村に分けますと、県が二・六五％、市町村が五・三五％でございます。これは申し上げるまでもないこととありますが、国税の場合でございますといふと、たとえば四十六年度の税収八兆八千億円ありわけでございますが、その中で所得税、法人税、

酒税、それから揮発油税、この四税で大体八〇％を占めるものでございまして、いわば非常に率的な徴収のできる税目というものが圧倒的に多い。地方税の場合でございますといふと、これはまあ表現が適切でないかもしれませんが、そういう有力な率的な徴収のできる税は国がほぼ独占をして、地方には比較的零細な、人手を要する税が多い、こういう税目の構成の点もございまして、こういうふうな徴税コストに差異がある。さらに、市町村の場合でございますといふと固定資産税がございまして、こういう徴税費が割高になつておるといふふうな存じておる次第でございます。ただ、その中におきまして、私ども徴税コストといふものをできるだけ下げたための努力をいたしまして、たとえば住民税所得割りにあつた個人事業税の場合でございます。国の税務署に確定申告を出しにまいりますと、それは府県や市町村にはあらためて出さなくとも、国の税務署に出したもので府県や市町村はそれをそのまま使う、こういったような形で、徴税当局、納税者、両方とも負担を軽くする方法を考へる、あるいは自動車税でございますといふと、電電公社の回線を利用いたしまして、全国一本で自動車税の課税客が入つてまいるわけでございますが、それを地方自治情報センター、こういった組織を通じて地方にバックしてやる、こういったことを考えました。あるいは府県でございまして、かなりの府県が、大部分の府県といひたいと思ひますが、電算組織を入れてまいっております。それから市町村等においてもかなりなものが入つてまいっております。あるいは市町村でございまして、組合組織で電算の一部組合をつくる、こういったような形で、手計算といふものをできるだけ機械に置きかえて徴税コストの引き下げといふものをはかつておる次第でございます。さらに私どももいたしまして、税制の簡素化といふこととにらみ合わせながら徴税コストの引き下げといふものに努力してまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

○藤原房雄君 いまお話がございましたように、国税とは非常に違った条件の中にあることは確かだと思ひます。これは低所得者の税負担の軽減といふことも考え合わせまして、いまの徴税コストといふふうなことにらみ合わせまして、所得税を納めてない人たちが、こういう方々の住民税所得割り、それから均等割りの徴税、こういうものはかなり経費がかかるのじゃないか、こういうことからいたしまして、住民税の個人均等割りについては検討する余地があるのじゃないか、こういう考え方を持っているわけですが、この点についてはいかがお考えですか。

○政府委員(鎌田要人君) 個人均等割りといふものをどう考えるかといふことは、一つは税収の問題でございます。もう一つは、やはり住民税の基本的なあり方といふ問題にもつながることであるといふふうな考えておるわけでございます。御案内のとおり、住民税の明初からの姿でございますが、常に均等割り、所得割り、能力割り、力割り、力割りと申しますか、資産割り、所得割り、能力割りと申します。均等割り、所得割り、能力割りの二つの柱といふものを常に備えておつたわけでございます。これは先ほど申しました市町村なら市町村のいわば一種の会費といふものをみんなが分担するのだ、こういうことで、所得がある者は均等割りといふものを納めることによつて自治体の活動といふものに参加していくのだ、こういういわば税の哲学的な考え方があるのだらうと思ひます。そこで、この均等割りといふものを、そうはいつても、この文明の進んだ時代に、いわば昔の爬虫類のしっぽみたいなものじゃないか、だから思い切つてこれはやめることが税制の近代化、合理化といふことに忠実なゆえんだと、こういう議論もございまして、私どももいたしましては、やはり少なくとも地方税あるいは住民税といふものが現状のような形で進むという前提に立ちますといふと、均等割りといふものをここで思い切つてやめてしまふといふことについてはいかがなもので

あるうか。むしろある程度所得割りの減税といひますか、軽減といふものと並行しながら、均等割りについては、これはほとんど据置きながら、均等割りを減らして、これは均等割りといふものを充実して求めるという形で均等割りといふものを充実していくといふことがむしろ一つの方向として考えられるのではないだろうかといふふうな考えておるわけでございます。ただ、これはまだ大いに議論検討をさせていただかなければならないところでございまして、いまこれをもつて均等割りをふやすといふことを断言申し上げる、そういった段階ではないと思ひますけれども、基本的に触れる問題でございます。ですので、引き続きやほり幅の広い議論というものが必要ではなからうかといふふうに考える次第でございます。

○藤原房雄君 次に、障害者や未成年者や老年者、寡婦、これに対する非課税の範囲といふものが今度三万円引き上げられますが、これも三万円も引き上げたわけであります。これもおしこい面では日本はおくれているのであります。やはり障害者とか老年者、寡婦に対する非課税といふものは、もっと思い切つた非課税範囲といふものを考えられないものかと、こう思うわけでありま。特に最近の物価高の中にありまして、当然もつと重点的に考えてあげるべき立場の方々ではないかと、このように考えておるわけでありま。これが、これからいまして、三万という引き上げ率でありますけれども、さらに今後、物価高の推移等とにらみ合わせまして、非常に力を入れていただきたいことだと、こう思うわけでありま。この点についてお考えがございましたら……。

○政府委員(鎌田要人君) ただいま御指摘のありました障害者等につきまして今度引き上げまして、三十五万円以下の所得のものについては住民税を課税しない、これは御案内のとおり住民税独自の制度でございます。私どももいたしましては、この非課税範囲の拡大といふことにつきまし

ては引き続き努力いたしてまいりたいというふう
に考えておるわけでございます。ただ、今度三十
五万というふうになりますと、この方が給与所得
者でございますという、五十三万くらいのこと
ろがちょうど課税所得にいたしまして三十五万の
線になろうかと思ひます。まあ、大体この給与所
得者のレベルというのから見まして、そう低い
額ではないのではないだろうか。もちろん引き続
きまして、おっしゃいますように、社会的ないわ
ば一種の弱い立場の方々でございますので、引き
続いて努力はいたしたいというふうに考える次第
でございます。

○藤原房雄君 まあ、給与所得者と比較すればそ
ういう見方も出てくると思うのですけれども、給
与所得者自身が非常に問題があるわけでありま
すから、どうかこの点につきましても大いに検討し
ていただきたいと思います。

固定資産税のことについて二、三お伺いしたい
わけですが、今度市街化区域の中の農地に
ついても課税することになりました。この市街化
区域の問題がいまいろいろ議論になっておりま
す。これは自治省直接の問題ではないと思ひま
すけれども、その進行状況はある程度おわかりだ
と思ひますが、線引きが非常に当初の計画よりお
くれているのじゃないかということがいわれており
ますが、現在の状況、これがしつかりきまらなけ
れば税のほうでどんな準備をいたしてもでき
ないわけでありまして、その進行状況はどうか
という、おわかりになっている範囲内でけっこう
でありますので、お伺いしたいと思います。

○政府委員(鎌田要人君) これは建設省の資料で
ございますが、この三月十六日現在の数字で申し
上げます。全体で、御案内のとおり、現在線引き
の対象になります都市は八百四十八あるわけでござ
います。この三月十六日現在におきましていわけ
る線引きの完了いたしました市町村が五百八十六
でございます。市町村数の割合で七二・九%が
終了をいたしております。なお、そのほか建設
大臣に認可申請中であるとか、あるいは都市計画

案の公告縦覧を終わ、あるいは縦覧中であるとか、あるいは事前協議中の件でございますとか、公聴会を開催したところ、こういう件、まあほ
ぼそういう意味合いにおきまして線引きが近く
行なわれるであろうと思はれるところをひくく
めましますという、大体九一・四%程度の市町村と
いうものに相なるわけでございます。建設省の方
針をいたしましては、大体ことしの八月一ぱい
は全市町村が線引きを完了するように指導いた
したいということを申し上げておるようございま
す。

○藤原房雄君 これは、課税の対象になりますと
どのくらいの税収になるのですか。おおよその見当
でよろしいですか。

○政府委員(鎌田要人君) ただいま申し上げまし
たように、全市町村まだ線引きを終わっておらな
い段階でございますし、この評価が、法案が通り
ましたところで四十七年の一月一日現在で評価を
する、こういうことに相なりますので、あくまで
そのラフな推定でございますが、昭和四十七年度
初年度におきましては、固定資産税と都市計画税
を含めまして九億八千万、固定資産税だけでござ
いますという六億三千四百萬程度になるのでは
ないかと思ひます。最終の五十五年度に相なりま
すという、大体一千億程度にこの数字が増加し
てまいるといふふうに見込んでおります。

○藤原房雄君 市街化区域農地をA農地、B農
地、C農地と区分するというので、区分いたし
まして、市街化区域農地の状況に応じて負担調整
措置というものをとおしておるようございま
す。これはけっこうだと思ひますけれども、この
率が〇・二とか〇・六とかいふふうになってお
るわけですからね。こういう率というのはどう
いうふうな基準といたすか。その根拠といふこと
か、算定の基準といふことか、そういう検討をさ
れた根拠はどういうことであつたのかということ
をお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) 御案内のとおり、市街
化区域農地に対して一律に比準宅地価格で課

税をするということになりますという、非常に
負担が急激に増加するといふ面もございま
す。また、他方におきまして市街化の進展状況と
いうものともならみ合せて、評価なり課税をし
てまいらなければならないというふうな考えをた
けてございます。そこで、市街化区域農地をA、B、
C—これは法律用語ではございませぬけれど
も、通称A農地、B農地、C農地と、この三つの
グループに分けて、いわゆるAグループの
ところをございまして、その市の市街化区域
の宅地の平均価格をこえる、あるいは絶対額で五
万円をこえるというところをございまして、こ
れはもう街路あるいは下水道といったようなもの
が整備をされて、いわば既成市街地の中に介在す
る、あるいはそれに隣接をしておる、こういった
ところではなからうかと考えられるわけござい
ます。そういったところをございまして、

比較的早く比準宅地とつり合ひのたれた税負担と
いうものを負つてもらう。で、B農地でございま
すという、それにややおくれた地域といふよう
に考えられますので、そこはある程度おくれで負
担をふやしてまいらる。で、ある程度期間を
かけて比準宅地並みの負担といふものを求める。それか
らC農地、これはいわば一番市街化の現段階にお
いては進んでおらない地域、こういうふうな考
えられますので、これにつきましては後ほどまた御
説明申し上げる機会もあるかと思ひますが、線
引きの見直しといったような関係もございま
して、五年間は現在のまま据え置いて、六年目
から負担を求めてまいらる。その場合に、それぞ
れの場合に一本に満度の負担を求めるといふこと
になりますという、やはり負担が急激にふえる
という点がございまして、この負担の求め方に
つきまして、漸進的にこの負担の増加を求めてま
いるというところをございまして、最初の年は、た
とえばA農地でございまして、二割、その
次の年は六割、で三年で満度になる、こういうこ
とをございまして、その〇・二なり、あるいは
〇・六なり〇・四なりということにつきまして

は、いわば遠視的にきざみをつけていった、こう
いうこととございまして、それについて、何と申
しますか、計数的な根拠といふものはございま
せん、そこはいわば社会通念的なところで、二
割、四割、六割、こういうものを設定をいたした
というところをございまして。

○藤原房雄君 A、B、Cの区分け、それはいま
いろいろお話をいただきました。固定資産税が小
作料を上回った場合の延納措置ですね、B、Cに
ついてはここまでは認められておるようでありま
すけれども、実際、線引きが終わって、四十七年度
からA農地が始まるわけでありまして、こういう
小作料を上回るという現状といふものは、
A農地には適用されていらないようになっていま
す。早晩A農地にも何らかの早急な影響といふも
のはあるんじゃないかということで、なぜA農地
を除いたかという疑問があるんですが、この点に
ついてはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(鎌田要人君) B農地、C農地につ
きましては、ある程度市街化に時間がかかると申
しますが、そういったことを他方において考慮いた
しまして、その段階で一本に市街化宅地並みの
負担を求めるといふことはいかかであらうかとい
うことで、先ほども申しました課税を始める時期
というものをずらし、また課税が始まってから
も、その負担の求め方の刻みというものをこま
かく刻んで満度まで持つていく、こういう考え方を
とつておるわけでございます。ところが、先ほど
申し上げましたように、A農地でございまして、
これはもうある意味において介在宅地と申しま
す。市街化が進んでおる地域のようにございま
す。農地法の改正におきまして、従来は嚴重な転
用の制限のもとにございまして農地が、届け出を
もつて足る、届け出をもつて宅地になれる、こ
ういう状況になりました。この課税の面から市街
化区域における宅地の供給といふものを促進して
まいる、こういったような副次的な効果といった
面から見まして、A農地についてはそこまでの
配慮というものを加える必要はないのではないだ

も存続していけないものだらうかというふうに私も考えておるわけでございます。何か電気ガスを税をやめますというところですぐ消費物価が下がるような話があるわけでございますが、これはまことに酷な話でございまして、電気ガス税というものが家計の中に占める割合というものは、これはまさにコンマ以下でございまして、とうていこの電気ガスを税をやめることによって消費者物価がこれだ

け下がりますというにはおそろくならないの
ではないだろうか、こういうふうな考えておりま
す。ただ、その中でいわゆる零細負担というもの
を排除することから、免税点の引き上げに
つきましては、毎年これを行なっておるわけでござ
います。上げ幅が小さいというおしかりもあ
るかと思いますが、他方におきまして電気ガス税
はどんな山間僻地、僻村にも普遍的に所在する税
源でございますので、やはり弱小市町村の財政と
いう面も考えながら、減税をその中でできるだけ
ふんばってやってまいりたいというのが、私ども
の現在の考え方でございます。

○藤原房雄君 これにはいろいろ議論もありま
し、もう時間もございませんで終わりますけれ
ども、いまのお話、ずっと経過もございませ
し、いまのようなお話がございませしたけれど、取り
やすいところから取るというにおいが強いわけ
ですね。現在免税点を引き上げられたと申ししま
しても七百万、千四百円というところから、じゃあ
七百万の電気料で日常だけの生活ができるか
という、こういう点考えますと、最近、生活の困
窮している方々も非常に電気製品の使用というも
のが多くなっている段階にございまして、いまお
しやったようなことは当たらない面が多くなる
わけでありまして、やはりどうしても取りやすいと
ころから取るという傾向、においというものが私
どもには感ぜられるわけでありまして、免税点を
引き上げていくということでありませすけれども、
もしそうお考えならば、もっと大幅に免税点を引
き上げてはどうかということも言いたくなるわけ
であります、まあ今後とも非常に大衆課税とし
て大きな影響を持つ電気ガス税でありますので、
十分検討をお願いしたい、こう思うわけですね。

最後に一つだけお聞きしたいのであります、
国民健康保険税ですね、これもいろいろお聞きし
たいことはございませした、時間になりました
のであれですが、この国民健康保険税につきま
して、全体の税収からいたしまして、四十五年
度、これは一世帯に全国平均でどのくらいの金額

のものになるか、また一人当たりですとどれくら
いになるか、今度最高限度額が引き上げられると
いうことになりませす、それが低所得者の方々に
どれだけの負担の軽減になるのかということ、こ
ういった点いろいろお聞きしたかったのでありま
すが、時間がございませんで、もしおわかりに
なりませしたら概略御説明願いたいと思ひます。
もしなければ資料でけっこうです。

○政府委員(鎌田要人君) 国民健康保険税の負担
の現状でございますが、四十五年度の見込みでござ
いますけれども、一世帯当たりいたしまして
一万六千三百九十六円、それから被保険者一人当
たりいたしまして四千八百五十六円という額に
なっております。それから、この課税限度額の引
き上げの効果でございませす、これは納税義務者
数におきまして、課税限度額をこえたためにい
わば頭打ちになっております納税義務者の数が
三十三万七千人であつたわけでございませす、今
度五万円を八万円に引き上げることによりまし
て、その中の二十二万八千人が解消されるとい
うことでございませす。それから税額にいたしま
し、いまの頭打ちになっておりました税額とい
うものが約百四十五億ございませした、それが五
十三億解消されるという形に相なつております。
で、納税人員、それから税額、そういうものが
解消される。それが個々のいわゆる低所得者に
どういう形で軽減となつてはね返っていくかとい
うことにつきましては、全体的な計算ではござ
いませんで、個々の市町村につきましても調査を
してみないと、あつたかと思ひます。しばらく
時間の猶予をお願いしたいと思ひ次第でござ
います。

○市川房雄君 時間がありませんで簡単に、常
識的な問題を二、三伺いたいと思ひます。毎年国
税も地方税も軽減をされるということになつて
きておりますが、今度は地方税で特に一般個人の住
民税、事業税、料飲税、あるいは電気ガス税等
八百五十二億円、平年度九百六十八億円減税にな
ることになってゐるようですが、一般の国民から

いいますと、国税のほうは少し安くなつても地方
税は逆に高くなつてゐる。で、結局は国民の税負
担としては、やっぱり高くなつてくる、こういう
感じを持つてゐる人が多くて、私もそういうこ
とをいふとちやうど言われるのですが、そうではな
いんだというんでしたら、一般の国民にわかりや
すくそういう点を説明することができるようにな
つて答弁をお願いしたいのですが……。

○政府委員(鎌田要人君) 住民税と所得税の関
係、ただいま御指摘になりました点、私、考えま
して二、三点あるかと思ひます。一つは、毎回
議論になるわけでございませす、結局所得税と住
民税の性格が違ふものですから、課税最低限が勢
い所得税よりも住民税のほうが高くなつておる。
その結果、年収で申し上げますと、大体夫
婦、子三人で申しまして年収入百三十四万円から
下のところございませす、これはもう絶対額で
住民税のほうは所得税よりも高いわけございませ
す。で、そういう階層の方々は所得税に対する住
民税の負担の重圧感というものはつきり出てま
います。それからもう一つは徴税の問題でござい
ますけれども、所得税の場合でございませす、月々
の給与のほかに賞与がございませす、賞与の中
も取られるというところで、いわば所得の発生する
つどに取られるという形になるのですから、い
わば重圧感というものが分散されておる。住民税
の場合でございませすという、賞与からは取りま
せん。結局、十二回に分けて月々きちんきち
んと取っていくのですから、その徴税の技術
というものに伴ひまして、十二分の一と十六・何
分の一という形の取り方、大ざっぱに申しまし
て、その感じがあるのではないだろうか、大体
そういうところがあつたところじゃないだろうか
と思ひます。

○市川房雄君 地方税の控除額は、今度は一
万円、二万円というふうな引き上げられてゐるん
ですが、控除額は全体に国税とか所得税のほうより
も低いのです。これはどういうわけございま
すか。

○政府委員(鎌田要人君) これはやはり住民税の
一つの基本的な考え方にならうかと思ひますけれ
ども、所得税の場合でございませすという、いわ
ば東京、大阪からあるいはないかの寒村まで、日
本国全体を相手にしまして、それで所得税を課税
をする、こういうことでございませす、御案内
のとおり、いわゆる所得再分配の機能というもの
を行なつておるわけでございませす。住民税の場合
でございませすという、東京、大阪もそれぞれ一
個の課税主体でございませす、あるいはまた、い
なかの寒村もそれぞれ一個の課税主体として住民
税を取つておる。その住民税というものは、地域
住民に市町村の行政運営に要する経費というもの
をできるだけ広く負担を求める、こういうこと
にいたしておるものでございませすから、東京な
り、大阪なりというものもひつくるめて対象にい
たしまして、所得のしかも再分配をやる、こうい
う場合の課税最低限と、いまの市町村の場合の課
税最低限というものはおのずから差があつてしか
るべきだし、また、差がないと、東京、大阪並み
の住民税負担ということになりますと、お
そらく大多数の市町村では住民税を負担する者が
なくなる。こういうふうなことが背景になりま
して、現在のような案に相なつておるわけござ
います。

○市川房雄君 市町村民がその自治体の経費を負
担するということは、私はこれは当然といひませ
す、低所得者でもごくわずかでも払ふことが、私
はやっぱりその市町村の自治性に対する責任を感
じさせる意味においてけっこうだと思ひます。す
けれども、一般の納税者の側からいうと、こ
ういうふうな違つてゐるなかなかなんだとい
ひませす、わかりにくいといひませす、これは一
般国民ばかりでなく、徴税の自治体側でも私はそ
うかと思ひますが、むしろ同じようなことにす
れば簡単ではないか、わかりいいのではないの
か、そういうながら、しかしいまおしやりました
ような、地域に従つてある程度の差額をつけて差
しつかえない、まあこういうふうな思ひます。

私ども、やはりこの地方自治というものを憲法において保障し、地方自治の育成強化ということを考える立場から申しますと、地方団体が地方税を賦課徴収する権能というものを保持していることは地方自治の基本であると思つてございいます。それをいゆる国税の付加税化でございいます。あるいは国税と賦課徴収を一本化するということになります。要するにいわば取る自治というものは与えないで、使う自治だけを与えるという事で、少しおかしいのではないだろうかという事で、基本的に反対でございします。

それから、国と地方と一本で税金を取ったならば安くなるではないかという点につきましては、一本にできるものもあれば、全然一本にできないものもあるわけでございまして、一本にできないものを、ただ窓口を一つにしまして、金のかかることは同じという気がいたします。で、最近いろいろといわれておりますのは、したがって、国と地方税全部を一本化するというのがなく、たとえば住民税と所得税というものを一本化すればいいではないかという御議論もございします。それにつきましても、前の委員会でも私、再々申し上げたところでございしますけれども、現在すでに所得税と住民税、それから事業税、これにつきましても、国税でこの三月十五日確定申告がございしましたが、確定申告を出していただきましますと、それがもう事業税や住民税では申告をする必要がないわけではございません。したがって、納税者の負担というものは非常に省けておるわけではございします。また特別徴収義務者——所得税では源泉徴収義務者と申しておりますが——その方々の手間をいたしまして、現在の源泉徴収票というものをワン・ライティングだけで市町村にお送りいただければ、それに基づいて市町村が税額を計算して、これだけのものを取ってくださいというのを特別徴収義務者のほうに通知をすれば、その額だけを取って納めていただくという事で、非常に簡素合理化されておるわけではございします。

まして、いま徴収費がかかっておりますのは、むしろこの地方税の中には固定資産税でございしますとかあるいは料理飲食等消費税でございしますとか、こういうわりとこまかい税金で非常に手間を食う税が多い。ところが国税のほうは所得税、法人税、酒税、揮発油税、この四つ、これはいづれもいわばわりと徴収コストが安くできる税でございします。これが八割も占めている。こういう税制の組み立て方の差にも原因があるのではないかと、いろいろに考えておる次第でございします。

○市川房枝君 ありがとうございます。

○委員長(若林正武君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(若林正武君) それでは速記を起こして。

○委員長(若林正武君) 昭和四十六年度地方財政計画に関する件及び地方交付税法の一部を改正する法律案を一括議題とし、まず、昭和四十六年度地方財政計画に関する件について説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) 昭和四十六年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和四十六年度におきましては、最近の経済情勢の推移及び地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、適切な行政運営を行なう必要があり、地方財政については、かねてからその健全化と行政水準の向上をはかるため、各般の措置を講じてきたのであります。昭和四十六年度におきましては、以上のような基本的な考え方のもとに、地方財源の確保に配慮しつつ住民負担の軽減、合理化を推進するとともに、長期的、計画的に地方の行政水準の一層の向上をはかり、あわせて地方公営企業の健全化をさらに促進することを旨として所要の措置を講ずることとしたのであります。

次に、昭和四十六年度の地方財政計画の策定方針及びその特徴について申し上げます。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税などについてその軽減、合理化をはかることでありまして、減税額は初年度八百四億円となる見込みであります。

第二は、地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい環境づくりを推進することであり、このため、国庫補助負担金の拡充をはかるとともに、地方交付税の算定の合理化、地方債の拡充等を通じて財政措置を充実することとしたしております。

まず、人口急増地域については、校地取得を要する義務教育施設の整備について国庫補助制度を創設するほか、その実施が急務とされている各種の公共施設の整備について財政措置を強化することとしたしました。

一方、過疎地域については、過疎及び辺地対策事業債の増額等により、これらの地域における生活関連施設の整備を進めるとともに、僻地医療の確保、集落整備の推進等総合的な過疎対策の推進をはかることとしたしました。

また、公害防止対策の積極的な推進をはかるため、公害防止対策事業に対する財政措置を強化するとともに、監視測定体制の整備をはかることとしたしました。

このほか、社会福祉、教育振興対策の推進、消費者行政の充実、広域市町村圏の振興などについて必要な措置を講ずることとしたしております。

第三は、各種の長期計画の改定に即応しつつ、地方財政の長期的見地から、社会資本の計画的な整備を推進することであり、このため、自動車重量税の創設により市町村の道路目的財源を拡充するとともに、住民の日常生活に直結する道路、下水道、清掃施設、住宅等の各種の公共施設を整備するために必要な財政措置を講ずることとしたしました。

また、交通安全対策、防災救急体制の整備、公

共用地先行取得対策などについても積極的に推進することとしたしております。

第四は、地方公営企業の経営の基盤を強化してその健全化をはかることであり、このため、公営企業金融公庫にかかる政府保証債のワクの拡大等により貸し付け資金を増額するとともに、貸し付け条件を改善するほか、公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化をさらに進めることとしたしております。

第五は、財政運営の効率化を推進するとともに、財政秩序を確立することであり、このため、定員管理の合理化を推進し、既定経費の節減をはかるとともに、国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担及び住民の税外負担を解消するための措置を講ずることとしたしました。なお、そのほか、年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することとしたしております。

以上の方針のもとに、昭和四十六年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、九兆七千七百七十二億円となり、前年度に対し一兆五千九百三十九億円、一九・六%の増加となっております。

以上が昭和四十六年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(若林正武君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

昭和四十六年度の地方交付税については、長期的見地から社会資本の計画的な整備を促進するとともに、最近の地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい生活環境の整備をはかるため、地方交付税の算定方法を改正する必要があるものであります。これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申

し上げます。

まず、市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するとともに、公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費を充実するため、関係費目の単位費用の改定を行なうこととしたしております。

次に、人口急増地域における財政需要の増加に対応して、義務教育施設、都市計画事業等の整備に要する経費を充実するほか、引き続き市町村分について土地開発基金費の算入措置を講ずることとしたしております。

また、過疎地域における行政水準の維持向上のため、人口急減補正等により、後進市町村の財政基盤の強化をはかるとともに、広域市町村圏内における生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講じてまいりたい所存であります。

その他、地方交付税の算定方法の簡素合理化につとめるとともに、所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(若林正武君) 次に、補足説明を聴取いたします。長野財政局長。

○政府委員(長野士郎君) お手元にお配りいたしております昭和四十六年度地方財政計画の説明というのをごさいます。これに基づきまして補足説明を簡単に申し上げます。

まず計画の策定方針でございますが、これは大臣が申し上げたとおりでございます。この策定方針に述べられております順序に従いましてこれから御説明を申し上げます。

三ページをお開き願います。財政計画全体の規模が出ておりますが、来年度は総額九兆七千七百七十二億円でございまして、前年度に比しまして一兆五千九百三十九億円の増加、増加率は一九・六％ということになっております。四十六年度

におきましては、この財政計画の規模と決算の規模との乖離を是正するという意味もありまして、新たに貸付金とか国の委託事務等にかかる経費等を算入しまして、規模の是正もはかっておるのでございます。

次に歳入関係について簡単に御説明申し上げます。六ページから七ページのところに歳入関係についてのことが出ておるわけでございますが、四十六年度の地方税収入見込み額は、税制改正の後におきまして、前年度に比しまして六千八百二億円の増加でございます。道府県税におきましては三千三百九十一億円、市町村税におきましては三千四百一十一億円、合わせて六千八百二億円の増加でありまして、増加率はそこ書いておられますように二〇・二％となっております。減税及びこれに伴う減収額は、この七ページの一番おしまいの合計欄の、③十億という欄がございしますが、そこに書いておりますように八百四十四億でございます。

八ページに移りまして、次は地方譲与税でございますが、その収入見込み額は三千四百十八億円でございまして、なおこの中には、本年度において創設されます市町村の道路目的財源の拡充をはかるための自動車重量税と税百一億円を含めて計上いたしております。その結果地方譲与税は、前年度に比しまして二百五十一億円、増加率で二二・九％の増加でございます。

次のページを開いていただきますと、地方交付税でございますが、この表におきますような算定基礎によりまして、地方交付税の総額は、四十六年度(四)欄の一番下を見ていただきますとわかりますように二兆四百六十四億円となっております。前年度比較、①②③、当初比較におきまして約三千五百三十九億円、二〇・九％の増加に相なっております。四十六年度の国税三税の額がその(四)欄に書いておりますように六兆三千六百二十六億五千七百七十七億円でございまして、その三二％相当額が二兆三百六十億五千万円、これに對しまして、そこに特別措置分と書いておりますの

は、四十五年度になお十億円返還という三百億円の残りがございまして、十億円を加えたのであります。それから四十四年度の精算分百七十三億七千三百万円を加算をいたしたその額が一般会計から繰り入れられますが、特別会計の段階におきまして四十三年度借入れの返還金八十億円を控除いたします。そういたしました結果、交付税総額といたしまして、二兆四百六十四億二千三百万円、こういうことと相なるわけでございます。

次のページにまいりまして、国庫支出金であります。国庫支出金の総額は二兆三千九百三十五億円であります。前年度に比しまして三千六百四十一億円、一七・九％増加いたしております。この中で増加の著しいものは、その表でおわかりいただけますとおり、給与改定の平年度化によるところの義務教育職員給与費の負担金の増加、それから児童保護費あるいは生活保護費、老人保護費等にかかりますところの保護基準の単価の引き上げによる増加、それから治山治水あるいは道路等の公共事業関係の補助金金の増加などでございます。

次のページを開いていただきますと、地方債でございますが、地方債の一般会計分は四千四百七十一億円であります。前年度に比しまして八百三十九億円、二二・一％の増加でございます。その中で、次の表にありますように、増加の著しいものは公営住宅、義務教育施設、それから辺地及び過疎対策事業、それから同和対策などにかかわるものでございます。なおこの中には、五番目としたしまして新たに産業廃棄物処理事業債といたしまして二十億円を計上いたしております。また義務教育施設整備事業債の中には、いわゆる用地取得分といたしましてこの中に二百一億円を計上いたしております。前年度その関係の経費は八十億円でございましたので、今回大幅に増額をいたしておるのでございます。

それから、そのほかずっと飛ばしまして、一三ページの下のほうに説明しております使用料、手数料、雑収入でございます。これらは最近の実績の増加あるいは経済成長率等を勘案いたしましたので、それぞれ相当額を計上いたしましたのでございまして、その増減内容は、一四ページに出ておりますように、右の欄の下のところを見ていただきますと、総額で一兆五千九百三十九億円の増加というようになっております。おもな経費の、関係経費でございますが、この点につきましては、給与関係経費につきまして、総額は二兆九千九百億、前年度に比しまして、その増減事由の給与費のところ書いておられますように、四千六百七十五億円の増加、一八・五％の増加となっております。この増加は近年では一番高い増加率を示しております。その内容といたしましては、昨年度の給与改定の平年度化分三千二百四十五億円、その下にあります昇給等に基づく増五十五億九千九百九十九億円のほかは、制度改正に伴う事務、事業の増加等を考慮いたしております。そのほか人員増といたしましては、交通巡視員とか、公害対策関係職員あるいは工業高校の教員の増員等に伴います百九十四億円を計上いたしております。またこのほかには、定員の合理化による減、その他共済組合負担金の引き上げ等に伴う増等々をそれぞれ増減計上をいたしております。なお、給与改善費につきましては、前年度同様に国の措置に準じて所要額を計上することとしたしております。

それから一六ページにまいりまして、下のほうの一般行政経費でございますが、二兆一千四百三十三億円であります。前年度に比しまして三千四百六十三億円、一九・六％の増加となっております。このうちで国庫補助負担金等を伴うものは、そこに書いておりますように九千七百五十億円、前年度に比して千五百六十七億円、一九・二％の増加。国庫補助負担金を伴わないものは、一九ページでございますが、伴わないものは一兆一千三百

九十三億円であります。前年度に比しまして千八百九十六億円、二〇%それぞれ増加をいたしております。国庫補助負担金を伴わないものにつきましては、本年度におきましてこの中には公共用地の先行取得のための土地開発基金費の設置に要する経費、それから監視測定体制の整備等公害対策関係経費、私学の経常費助成に要する経費など、それぞれ計上いたしておりますが、そのほかには年度途中における追加財政需要の発生に備えまして、前年度に比して百億円を増加いたしまして八百億円を計上いたしております。

次に公債費につきましては、一般会計の地方債にかかわる昭和四十六年度の償還額としまして三千六百四十八億円を計上いたしております。前年度に比しまして五百五十七億円、一八%の増加となっております。

二〇ページにまいりまして維持補修費につきましては、各種施設の増加及び補修単価の上昇などを考慮いたしまして、前年度に比しまして二百二十七億円の増加を見込んでおります。その結果千七百三十七億円を計上いたしております。次に投資的経費につきましては、総額は三兆六千六百十三億円でありまして、前年度に比しまして六千二百四十億円、二〇・四%の増加となっております。このうち直轄事業負担金につきましては、国の直轄事業費に見合ひまして、公共事業費及び失対事業費につきまして歳入に見合ひて歳出を計上いたしております。それから直轄事業費の内訳につきましては、二一ページにB表がございまして、それから公共事業費の内訳は、二二ページにございまして、失対事業費の内訳につきましては、二三ページに掲げております。

次に、その二三ページの一般事業費、投資的経費の一般事業費及び特別事業費でございますが、これらはいわゆる地方の単独事業費でございます。一般事業費につきましては総額が七千二百七十二億円でございまして、前年度に比しまして千三百七十七億円、二一・九%増加いたしております。特別事業費は、地方の公共施設の整備充実を長期

的計画的に推進する、そういうための事業費でございます。千六百七十三億円、二二・六%増額計上いたしまして、総額は九千六百二十二億円と相なっております。その内容といたしましては、道路整備等の各種長期計画にかかわります単独事業費の増五百九十億円のほか、二四ページに説明しておりますように、過密過疎等の対策事業といたしまして、人口急増対策、過疎対策、交通安全対策などについて二千五百六十六億円、前年度に比しまして六百七十五億円の増額計上をいたしております。

広域市町村圏振興整備事業費につきましては、四十四年度設定の五十五圏域及び四十五年度設定の七十三圏域、合わせまして百二十八圏域の振興整備のための事業費といたしまして六百十六億円を計上いたしました。

以上申し上げました一般事業費及び特別事業費を合わせました単独事業費総額は、四十六年度一兆六千三百三十四億円、対前年度伸び率は二・三%ということに相なっております。

次に公営企業繰り出し金でございますが、四十六年度の繰り出し金総額は千六百二十二億円でございますが、前年度に比しまして二百五十四億円を増額計上いたしております。内訳といたしましては、収益勘定に対する繰り出し金が百五十四億円、資本勘定に対する繰り出し金が百億円の増加となっております。なお、繰り出し金の計上いたしました考え方は、おおむね前年度と同様であります。

なお、超過負担の解消につきましては、四十六年度におきましても、これまでの基本方針の通りまして総額百九十億円の解消措置を講ずることといたしております。以上でございます。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案関係の補足説明を引き続いて申し上げます。

お手元にお配りいたしておりますように、改正法の大綱、それから基準財政需要額の算定方法の改正点、基準財政収入額の算定方法の改正点とい

うような資料をお配りいたしておるのでございますが、大綱にも、また先ほど申し上げました財政計画の説明にもございまして、四十六年度の交付税の総額は二兆四百六十四億円、前年度当初に比較いたしまして二〇・九%の伸びに相なっております。

交付税算定にあたりまして、四十六年度の地方財政計画の策定方針、その内容と即応いたしまして、長期的な見地から社会資本の計画的な整備を促進するとともに、最近の地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じて、住みよい生活環境の整備をはかるために、地方団体の財政需要の増加に対応いたしまして、交付税の単位費用の改定をするとともに、算定方法の簡素合理化、その他所要の規定の整備を行なうことといたしております。この結果、交付団体に対する地方交付税の基準財政需要額の増加額は六千六百五十億円、前年度に比しまして二〇%の伸びでございます。基準財政収入額等の増加額は三千三百二十四億円、一九・八%の伸びの見込みでありまして、その結果普通交付税といたしましては三千三百二十六億円の増加と相なるのでございます。

改正案の要点は、お手元の資料について御説明申し上げますと、まず基準財政需要額の算定方法の改正点は、資料にございまして、費目の統合、それから測定単位の変更などの改正を行なっておりますが、特にこの中に書いてございまして、五番目にございまして、過疎債の交付税への算入率を現在五七%でありますものを七〇%に引き上げることいたしました。また、土地開発基金費につきましては、引き続き市町村への算入措置を講じまして、来年度は二千七百七十五市町村に比して七百五十億円を算入する予定にいたしております。また、次の基準財政収入額の算定方法の改正点でございますが、娯楽施設利用税その他の税目につきまして算定方法のいづれも簡素合理化をはかりまして、またそれによりまして手続の簡素化を目的といたしておるわけでございます。以上が改正案の内容の要旨でございます。

以上をもちまして補足説明を終わらしていただきます。

○委員長(若林正武君) 両案件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

昭和四十六年四月一日印刷

昭和四十六年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D